

【令和5年度 政策・調整会議】

件名：地域エネルギー会社の設立について

日時：令和5年8月22日（火）13:50～13:55

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

川崎市地球温暖化対策推進基本計画及び市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画に基づき、令和5年10月に設立予定の地域エネルギー会社について、この間の社会状況の変化等を踏まえ、事業スキームや実施体制等を整理し、今後の事業計画について報告するもの

●付議概要

1 事業スキームについて

地域エネルギー会社の主な事業内容は、小売電気事業と電源開発事業、エネルギーマネジメント事業とし、令和6（2024）年度の事業開始当初から小売電気事業を行うとともに、電源開発事業については令和7（2025）年度以降、エネルギーマネジメント事業については令和9（2027）年度以降、事業を実施する。

2 事業収支計画及び利益活用方針について

- ・事業収支計画については、地域エネルギー会社の営業利益率を8～10%の適正な利益を確保
- ・同会社が得た利益は、事業開始数年間は持続可能な経営基盤の構築を図ることを前提とし、経営基盤が構築できた上で、市域の脱炭素化やレジリエンス強化に資する取組に活用する方向で検討

3 会社の組織体制及び事業実施体制について

公共性の高い事業の性質を考慮し、健全性・透明性を重視した経営体制とするとともに、事業の効率的な運営及び内製化に向けた取組を目指し、市などとの密な連携と地域に密着した事業実施体制を構築

4 事業リスクへの対応について

外部環境の変化により、地域エネルギー会社の収益性等に悪影響が予想される場合でも、需給・調達環境の多様な局面に応じて、供給規模や電気料金を最適化し、安定経営の維持に努めるとともに、財務リスクの事業収支への影響はモニタリングにて未然防止し、経営安定化につなげる。

●結論

報告内容について確認